

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）に係る手数料の額の標準が改められることに伴い、本県の当該手数料の額を改定するため、および道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の一部改正により、道路交通法（昭和35年法律第105号）に係る手数料の額の標準が新たに設けられること等に伴い、当該手数料の設定等を行うため、滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 若年運転者講習に係る手数料は指定講習機関に納めなければならないこととします。
（第3条関係）
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく許可証の書換えに係る手数料の額を改定することとします。（別表第6関係）
- (3) 認知機能検査手数料の額を改定することとします。（別表第7関係）
- (4) 運転技能検査手数料を新たに設定することとします。（別表第7関係）
- (5) 高齢者講習に係る手数料の額の一部を改定することとします。（別表第7関係）
- (6) 若年運転者講習に係る手数料を新たに設定することとします。（別表第7関係）
- (7) 認知機能検査員の養成講習に係る手数料の額を改定することとします（別表第7関係）
- (8) 高齢運転者に対して行うチャレンジ講習および簡易講習を廃止し、特定任意高齢者講習の手数料の額を改定することとします。（別表第7関係）
- (9) その他
 - ア この条例は、令和4年5月13日から施行することとします。ただし、(2)およびイは同年4月1日から施行することとします。
 - イ 関係条例について、必要な改正を行うこととします。
 - ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。